

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和4年10月27日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年5月18日判決、本資料272号・順号13715)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年9月17日判決、本資料271号-104・順号13606)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
申立人	丙
申立人	丁
上記4名訴訟代理人弁護士	高橋 貴美子
相手方	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
同指定代理人	笹木 祐司

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年10月27日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岡 正晶

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也

裁判官 安浪 亮介

裁判官 堺 徹